

「藤本伊三郎賞」事業実施要領

1. 意義

本賞は、故藤本伊三郎・初代地域がん登録全国協議会（JACR）理事長が、わが国の地域がん登録事業の整備と発展、およびがん登録資料を活用したがん疫学研究の推進に多大な功績を残されたことを称え、これを永く記憶に留めるとともに、わが国のがん登録資料等を活用したがん疫学研究を目指す若手研究者の研究活動を支援する目的で、JACR が同賞に対する寄付金を原資として実施する。

2. 受賞対象者の条件

日本国内に立地する団体、組織に所属している者の中で、

- (1) 対象年の国際がん登録学会（IACR）の口演に選ばれた発表で、かつ当日筆頭発表者として発表を行った者のうち、対象年の 1 月 1 日時点で満 45 歳以下の者。
- (2) 対象年の国際がん登録学会（IACR）のポスター発表に選ばれた発表で、かつ当日筆頭発表者として発表を行った者のうち、対象年の 1 月 1 日時点で満 45 歳以下の者。
- (3) 学術委員会が推薦し、理事会が承認した国際学会で、発表を当日筆頭発表者として行った者のうち、発表年の 1 月 1 日時点で満 45 歳以下の者。

3. 対象とする発表の学術分野

- (1) わが国の地域がん登録資料を活用したがん疫学研究。生存率解析、多重がんリスク評価を含む。それらの国内および国際比較研究を含む。
- (2) わが国の人口動態死亡統計を活用したがんの疫学研究。国際比較を含む。
- (3) 地域がん登録事業の基盤整備と推進に資する研究。情報科学、法社会学、倫理学分野を含む。
- (4) がん対策の企画、立案、評価に資するその他のがん疫学研究。院内がん登録資料の活用による研究を含む。

4. 副賞とその規模

- (1) 1 人 10 万円とし、1 年間で 3 人程度を選定する。
- (2) 受賞者の当該研究内容に基く筆頭原著論文が、査読のある科学雑誌への掲載が受理された場合、さらに副賞 10 万円を授与できるものとする。ただしその要件は以下のとおり
 - ① 受賞の対象となった研究の学会発表日の翌日から 13 ヶ月後までの間に受理されていること

- ② 受理された雑誌の直近年のインパクトファクターが 2.5 点以上であること
- ③ 当該論文原稿の謝辞に “The author(イニシャル) was awarded a ”Fujimoto Isaburo Prize” founded by Japanese Association of Cancer Registries (JACR) for a young scientist award of descriptive cancer epidemiology in 受賞年月日.” が 明記されていること。
- ④ 受賞者からの申請が、掲載受理日から 3 ヶ月以内に行われていること

5. 審査

- (1) 学術委員会がこれに当たる。応募様式の記述内容と発表抄録等をもって審査を行う。
- (2) 論文掲載の副賞賞金授与に関する本実施要領第 4 条 2 項に示す要件に、対象論文が合致しているか否かの判断は、申請者からの情報を元に、学術委員会がこれを行う。

6. 受賞回数

同一研究者は本賞を 2 回まで受けることができる。

7. 事務

募集・周知活動を含む本賞に係る事務は、JACR 事務局がこれに当たる。

8. 受賞者の責務

本賞を受賞した者は、受賞した日から 1 年を超えない期間中に、JACR ニュースレターに、受賞の対象となった研究の概要について、寄稿するものとする。

9. 寄付金の募集

JACR は、本賞の継続的な運営に必要な資金として、本賞の意義に賛同する個人、団体から、寄付を集めるものとする。

10. 実施要領の改訂

本実施要領の改訂には、理事会の承認を必要とする。

付記

- 1. 本要領は、平成 25 年 10 月 1 日に開催された JACR 理事会において承認された。
- 2. 平成 25 年春、本会に対し名誉会員花井 彩氏から藤本伊三郎賞の開設について申し入れがあり、6 月 13 日理事会において承認された。本賞は、がん登録分野におけるがん疫学研究の推進に資することを目的とし、業績が認められた若手研究者に授与される。

本賞の原資として花井氏から、平成 6 年度高松宮妃癌研究基金学術賞（平成 6 年度 藤本伊三郎、花井 彩氏が受賞）の副賞相当額が本会に寄付される。

3. 本事業は 2014 年 IACR 学術総会での発表者から、その適用を開始することが、平成 25 年 7 月 25 日に開催された JACR 理事会において承認された。
4. 本要領は、平成 27 年 12 月 15 日に開催された JACR 理事会において、一部改定が図られ、改定事項（副賞賞金の追加に関する事項）は、平成 28 年度の募集から、これを適応することが確認された。
5. 令和3年、本賞の開設と原資に関わる花井氏から、当初の目的に合致するのは「日本がん登録協議会学術奨励賞」の対象者であると学術委員長に申し入れがあったことから、学術委員会で再検討した。令和3年6月7日に開催された理事会において、本事業を終了し、「日本がん登録協議会学術奨励賞」と統合のうえ、「藤本伊三郎記念がん登録学術賞」として別要領に定めることが承認された。